



外国人事業法の基礎

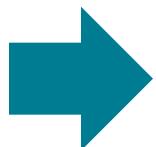
シニアアソシエイト 小山 寛巨
マネジャー 伊藤 進

1. 外国人事業法の概要
2. 外国人の定義
3. 外国人事業法による規制事業
4. 規制事業の例外
5. 外国人事業法改正の動き

外国人事業法とは

外国人事業法(Foreign Business Act : FBA)は、「外国人」がタイで行ってはならない「規制事業」を規定し、外国人が規制業種を行う場合の条件、手続を規定している。

1972年外国企業規制法



1999年外国人事業法
(外資規制・地場産業の保護)

違反に対する罰則

①と②のいずれか、もしくは、①と②両方

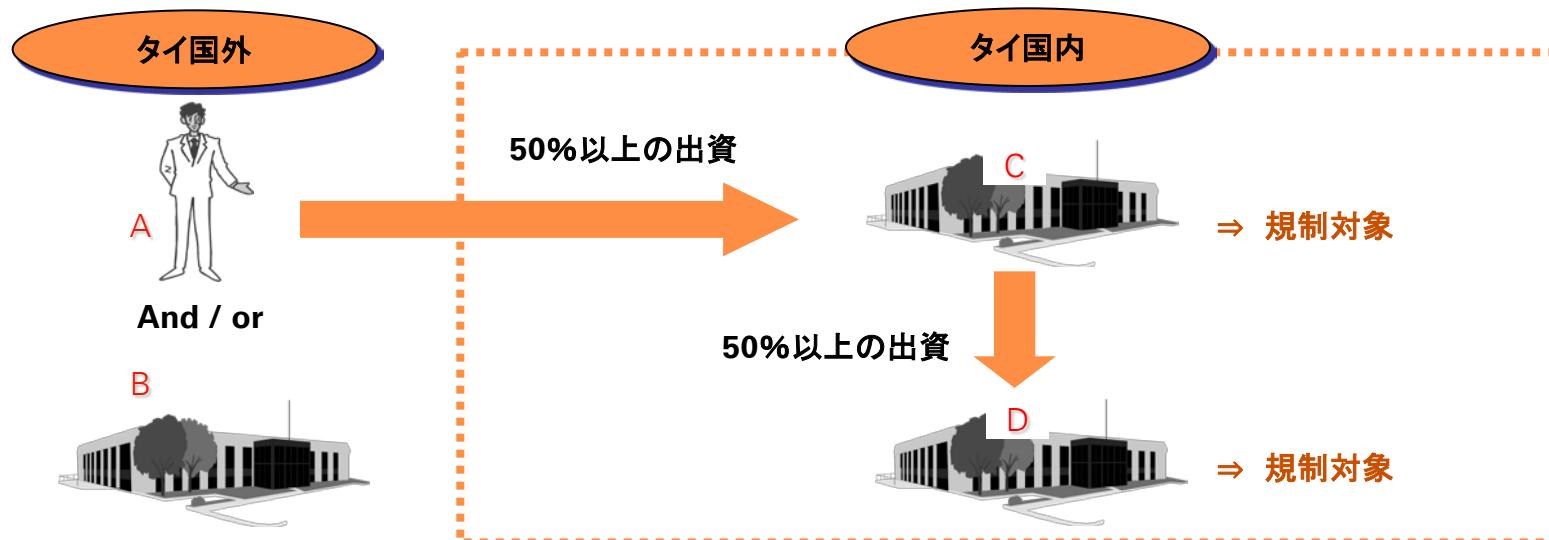
① 3年以下の懲役

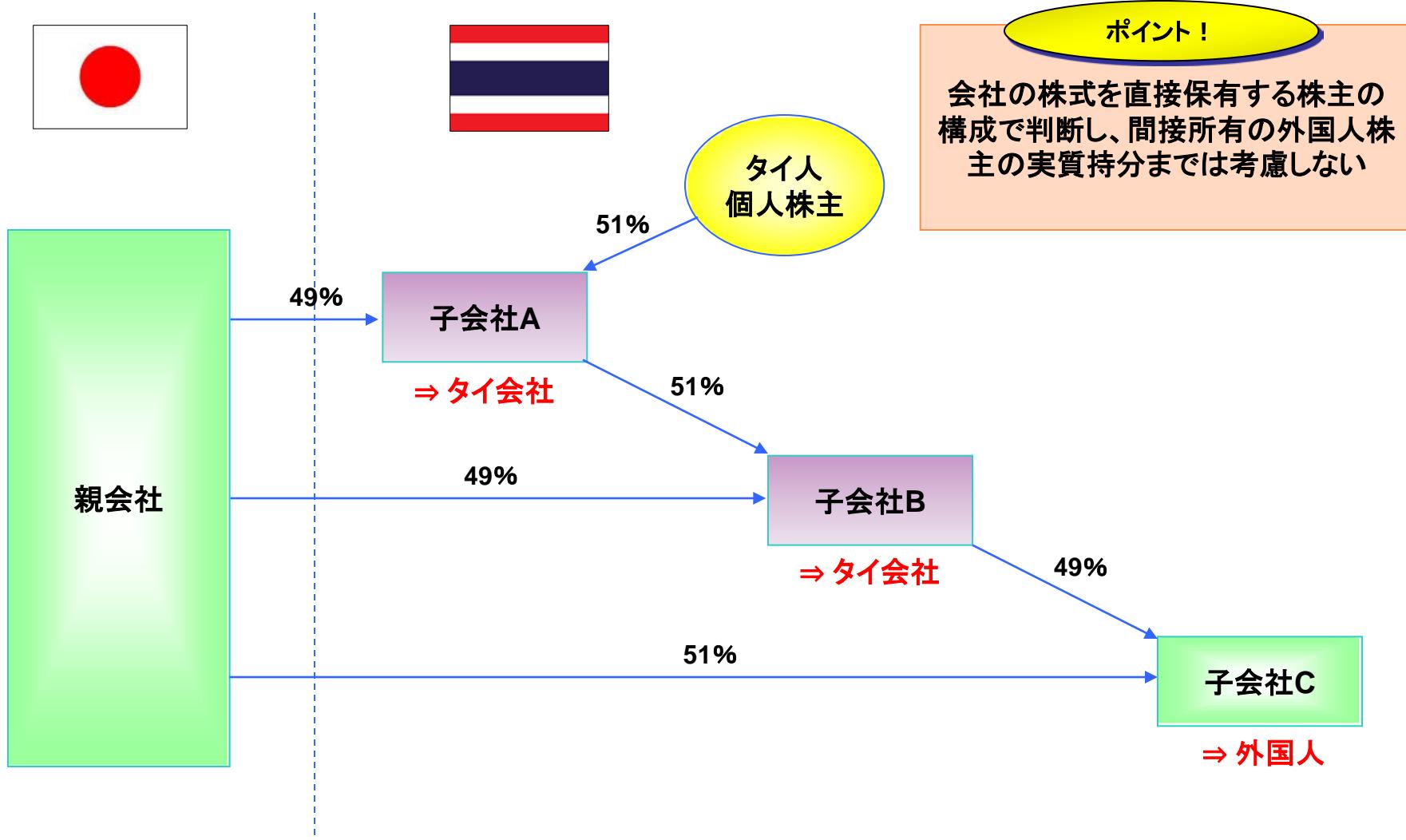
② 10万バーツ～100万バーツの罰金

「外国人」とは以下の通り定義する(第4条)

- A. タイ国籍を有していない自然人
- B. タイ国内で登記されていない法人
- C. タイ国内で登記された以下の法人
 - a) 上記AまたはB、あるいは上記AまたはBが50%以上を保有する法人が、その資本の50%以上を保有する法人
 - b) パートナーが上記Aである有限パートナーシップまたは登記された普通パートナーシップ
- D. 上記A. B. C.の自然人又は法人が、その資本の50%以上を保有するタイ国内で登記された法人

外国人の出資比率が50%以上である会社は規制対象。一方、外国人の出資比率が50%未満であれば、規制対象外となる。よって、外国人出資比率を49.99...%とすることも可能ではあるが、土地法上、外国人出資比率が49%超の法人は外国人とみなされるため、内外出資比率を51:49として土地を保有するケースが多い。





Q. タイでは外資100%での会社設立は認められていないって本当？

A. 外資100%(株主は3名以上)でも会社の設立自体は可能です。(最低資本金200万バーツ)

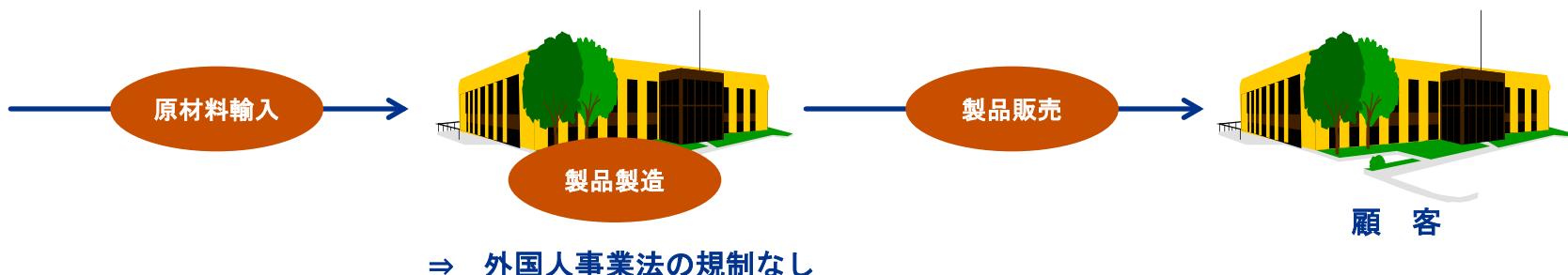
但し、その会社が事業を行う際に、外国人事業法による規制を考慮する必要があります。

外国人事業法の観点から考慮しなければならないのは、会社のAffidavitや定款に記載された事業の内容ではなく、現に会社が行う個々の取引です。

キーワードは、

輸出業や製造業は規制なし

サービス業は原則不可
小売業・卸売業も原則不可だが、資本金を積めば可能



第1種 規制事業：特別の理由により外国人が営むことのできない事業

- (1)新聞の出版事業、放送通信またはテレビ(放送)事業
- (2)米作、(耕地)耕作、果樹園の農作(農業)
- (3)動物等の飼養
- (4)自然(天然)森林からの、(採木)林業、および、木材加工(木工)
- (5)漁業、特に、タイ国領(領海)およびタイ国経済域内での、水生動物の捕獲
- (6)医療用に使われる植物類の抽出
- (7)古物品または国家の歴史的価値を有するものに関する取引及び競売
- (8)仏像製造または鑄造、托鉢(用の)鉢、の製造
- (9)不動産(土地)取引

上記第1種に規定される事業については、いかなる外国人も行うことはできない

第2種 規制事業：国家の安全保障又は伝統芸術・天然資源・環境に影響を与える事業

(1) 国家の安全保障(国防)または治安(維持)に関係/関連する事業

1) 次の、製造、廃棄、保守(修理)

- a) 武器(火薬)、兵器、火薬、爆発物
- b) 武器(火薬)、兵器、火薬、および爆発物の部品
- c) 軍備品、軍船、軍用機または軍用車輛
- d) あらゆる種類の戦略装置の付属品や部品

2) 国内航空事業を含む、国内陸運、水運あるいは空輸

(2) 文化芸術、伝統様式(文化)、(庶民)工芸に影響を及ぼす事業

1) タイの美術品または民芸品である骨董品の売買

2) 木彫(彫刻)品の製造

3) 養蚕、タイシルク生産、タイシルク織製、タイシルクの捺染プリント

4) タイ楽器の製造

5) 金、銀、ニエロ(黒金)、青銅、漆加工製品の製造

6) タイ(伝統)文化的芸術品の陶磁器あるいは土器の製造

(3) 天然資源 & 環境に影響を及ぼすビジネス(事業)

1) 甘蔗からの、砂糖の生産(製糖)

2) 風化(塩田)製塩を含む製塩

3) 岩塩製塩

4) 発破(発破採掘)または(碎石)採石を含む、採鉱

5) 家具製造のための木材加工(木工)および木彫

第2種に規定される事業については、内閣の承認のもと大臣から許可を得た場合には、外国人も従事することが認められている

第3種規制事業： 外国企業に比較して国内産業の競争力が未だ弱いとみなされる事業

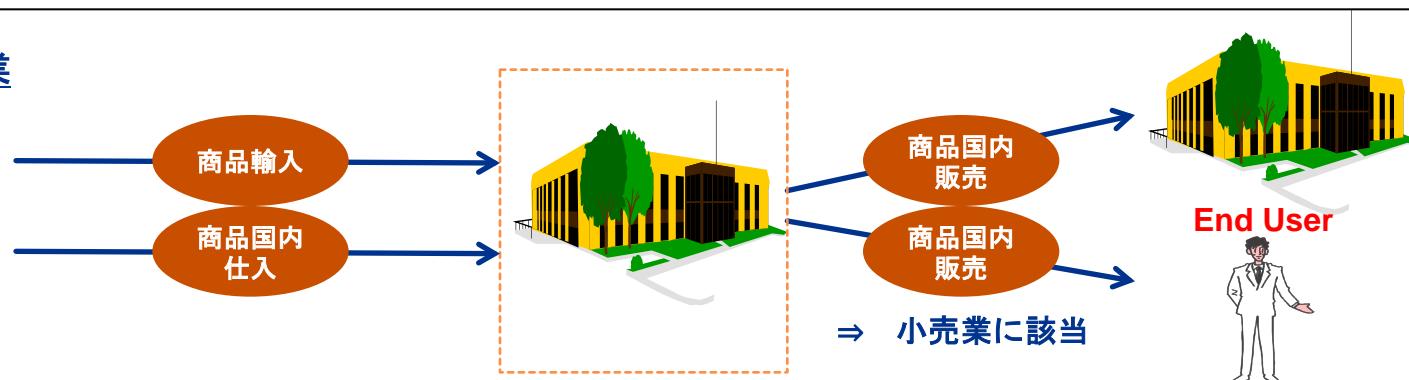
- (1) 精米・製粉
- (2) 養魚
- (3) 植林
- (4) 合板製造
- (5) 石灰製造
- (6) 会計サービス
- (7) 法律サービス
- (8) 建築設計
- (9) 技術事務所
- (10) **建設業 (資本5億バーツ未満等)**
- (11) **仲介・代理業 (資本1億バーツ未満等)**
- (12) 競売業
- (13) 国内農産物の国内取引
- (14) **小売業 (資本1億バーツ未満等)**
- (15) **卸売業 (資本1億バーツ未満)**
- (16) 広告業
- (17) ホテル業
- (18) 観光業
- (19) 飲食店
- (20) 種苗・育種業
- (21) **その他のサービス業**

外国人事業委員会の承認により事業開発局長から許可を得た場合は、外国人も従事することが認められる(Foreign Business License “FBL”の取得)

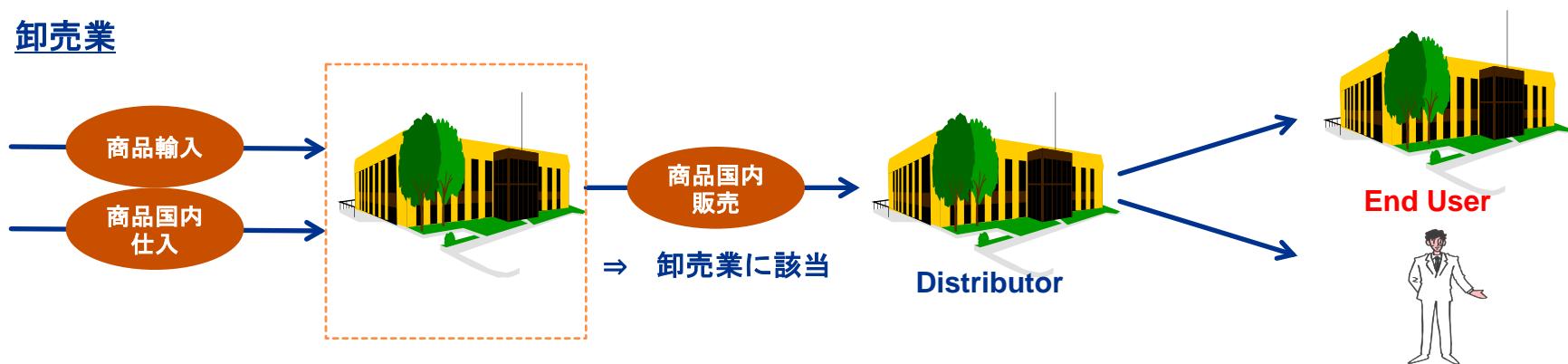
Q. 規制の対象となる小売業、卸売業とは？

A. 会社が行う個々の取引について、次の例に該当する場合には、それぞれ小売業又は卸売業を行っているものとされます。

小売業



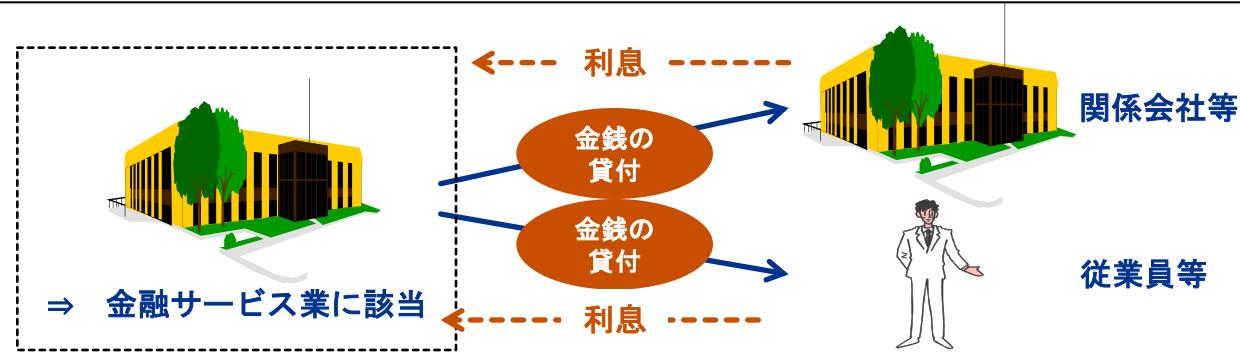
卸売業



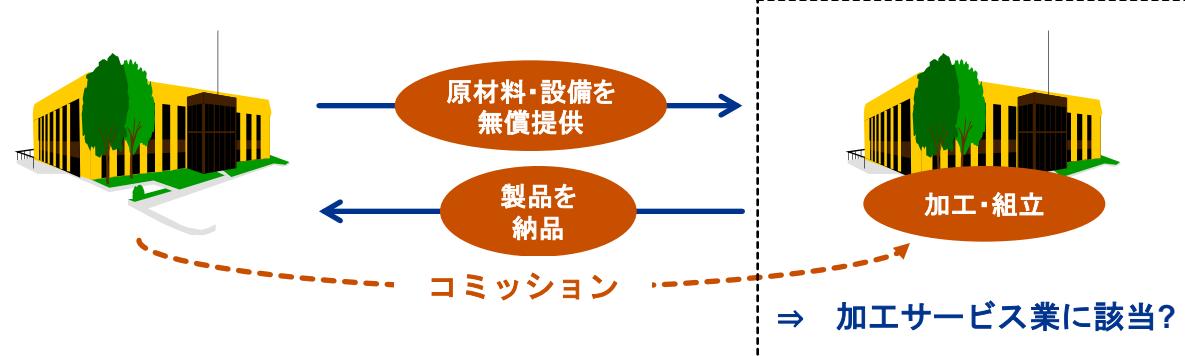
Q. 規制の対象となるサービス業とは？

A. 端的に言えば製造・販売を除く広義の役務提供取引(賃貸借を含む)を指し、例えば以下のような取引も含まれると考えられます。

金銭の貸付



受託加工



第1種から第3種までに挙げられた規制業種を外国人が行うことは原則違法である。
しかしながら、以下のようなケースでは規制の対象外となる。

① 第3種規制業種のうち、以下の法人により行われる事業

- 1) 5億バーツ以上の最低資本を有する建設業
- 2) 1億バーツ以上の最低資本を有する仲介・代理業
- 3) 1億バーツ以上の最低資本、かつ各店舗の最低資本が2,000万バーツ以上のあらゆる物品の小売業
- 4) 各店舗の最低資本が1億バーツ以上のあらゆる物品の卸売業

② 商務省に対して個別に事業ライセンス(Foreign Business License)を申請・取得するケース

第2種及び第3種規制業種に限るが、申請すれば必ず許可を得られるものではない。関係会社間の賃貸借などのサービス取引については、認められる傾向にある。

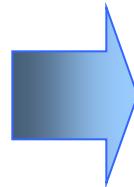
③ BOIの投資奨励事業として規制事業に従事するケース

一定のサービス業又は卸売業に関する投資奨励事業として、例えば以下のものがある。

- 1) International Procurement Office (IPO)
- 2) Trade & Investment Support Office (TISO)
- 3) Regional Operating Headquarters (ROH)

□1億バーツ以上の「最低資本」を有する小売業
(各店舗の最低資本が2,000万バーツ以上)

□各店舗の「最低資本」が1億バーツ以上の卸売業



最低資本の要件を満たすことで業務可能
(外国人事業法の規制の対象外)

外国人事業法 第4条

□「資本」とは、非公開株式会社の登記資本、公開株式会社の払込資本を云う

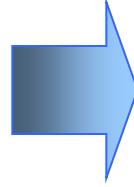
□「最低資本」とは、タイで登記されている法人の場合には、当該法人の資本金、
タイで登記されていない法人(外国法人)の場合には、タイでの事業のために
使用される外貨額を云う

資本金全額の払込が必要?
(会社法上は、登録資本の
1/4以上の払込みでOK)

⇒ 外国人事業法上、
明確な規定なし

2010年2月公表の国家評議会の新解釈

最低資本とは登記資本の額を指すのではなく、
実際に払い込まれた資本(払込資本)を指す



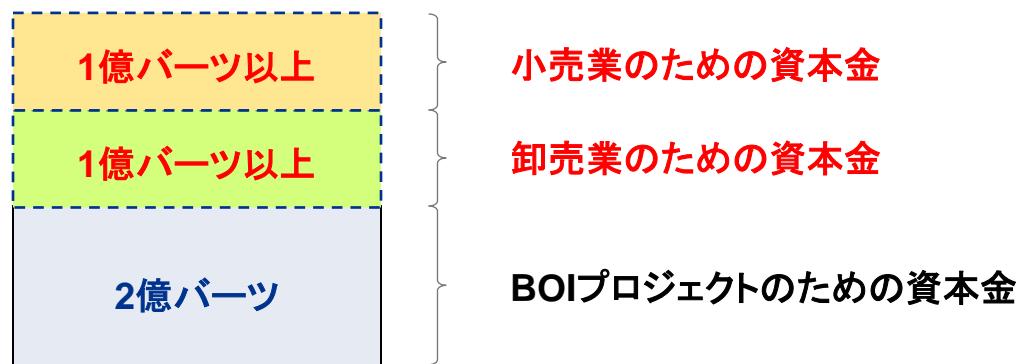
登録資本金が1億バーツ以上で
あっても、資本金の払込が完了
していない会社は、速やかに
残額の資本金の払込みが必要

Q. 当社は日本法人の100%子会社で、BOIの投資奨励を受けたプロジェクトとして電子部品の製造・販売を営んでおります。現在、日本から部品を輸入し、タイ国内の代理店に販売する取引を検討していますが、当社は資本金が2億バーツ(全額払込済み)あるため、卸売業と小売業に該当する当該取引を行うことが可能だと考えております。

なお、既存の電子部品の製造・販売に係るBOI Certificateには、2億バーツの資本金が条件として記載されています。

A. 現在の資本金(2億バーツ)は、BOIのプロジェクトに必要な資本金であるため、卸売業と小売業を行おうとする場合には、卸売、小売それぞれについて別途、1億バーツ以上の資本金(計:4億バーツ以上の資本金)が必要になると思われます。

資本金



Foreign Business License (FBL)を取得して事業を行う場合の資本金規制

条件1…最低資本額

次の①又は②のいずれか大きい金額

- ① 300万バーツ
- ② 当初3年間における見積経費(Operating Expenditure)の1年分平均額の25%相当額

条件2…送金期限

- ① 事業の継続期間が3年以内を予定している場合…最初の6ヶ月以内に最低資本の全額をタイに送金しなければならない
- ② 事業の継続期間が3年以上を予定している場合…以下のスケジュールで送金しなければならない
 - ・ 最初の3ヶ月以内に最低資本の25%以上
 - ・ 1年内にさらに最低資本の25%以上
 - ・ 2年内にさらに最低資本の25%以上
 - ・ 3年内に残り全額

* 1) 上記の条件は、ライセンスごとに判定する。

* 2) 見積経費には、営業費用以外にも、資産の初期投資(固定資産の取得等)や資材・商品等の仕入額を含む。

IPO (7.12) (International Procurement Office)

対象となる事業

原材料や部品(完成品以外のもの)の卸売

要件

- 倉庫を所有又は賃借し、コンピューターによる在庫管理システムで管理すること(英語またはタイ語の仕様書の提出必要)
- 商品の調達・品質管理・梱包プロセスを有すること
- 商品の調達先を複数有すること(10%以上がタイ国内の調達先であること)
- 100万バーツ以上の最低資本

税務恩典

- 機械装置の輸入関税の免除
- 輸出用製品に使用される原材料の輸入税の免除
- 再輸出を目的として輸入する商品の輸入税の免除

BOIに申請し、認可を受けた範囲でのみ事業が可能である点に注意が必要！

TISO (7.15) (Trade & Investment Support Office)

対象となる事業

1. 関係会社へのモニタリングサービス(事務所や工場の賃貸を含む)
2. 事業の運営に関するアドバイス(株式や外国為替の売買に関するものを除く)
3. 商品調達に関する情報提供サービス
4. エンジニアリング/技術サービス(建築・土木に関するものを除く)
5. 商品・製品・サービス規格の試験/検査/認証
6. 商品の輸出
7. 機械・工具・備品に関する以下の業務
 - 卸売のための輸入
 - 教育訓練
 - 据付/メンテナンス/修理
 - 計測器校正
8. ソフトウェアの設計・開発
9. 国内製造品(完成品を除く)の卸売

要件

- 年間100万バーツ以上の経費(人件費を含む)を使用すること
- 100万バーツ以上の最低資本
- **税務恩典は無い**

ROH (7.13) (Regional Operating Headquarters)

対象となる事業

関係会社に対する以下のサービス

1. 一般事業管理サービス
2. 原材料・部品等の調達サポート
3. 製品の分析/開発
4. 技術支援
5. マーケティング
6. 地域内の人員の管理/訓練
7. 財務などの事業関連アドバイス
8. 経済・投資分析
9. 与信業務の管理
10. その他個別事案毎にBOIによって認められたもの

要件

- 3ヶ国以上の関係会社又はその支店に対してサービスを提供すること
- 100万バーツ以上の最低資本
- **税務恩典を受けるための要件は、別途定めあり(次頁参照)**

税務恩典

歳入局へ別途申請することにより次頁記載の税務恩典が与えられる

| ROHの税務恩典を受けるための要件 | 要件(Old Scheme) | 要件(New Scheme) |
|-------------------|---|--|
| 売上要件 | 全体の売上(収益)のうち、海外関係会社からのROHの事業にかかる売上(収益)が50%以上であること | <p>以下の税務恩典を受けるためには、左記の要件を満たす必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利息収入に係る法人税の軽減(10%) • ロイヤリティー収入に係る法人税の軽減(10%) • 関係会社からの配当金に係る法人税の免除(益金不算入) • 個人所得税の軽減(15%) |
| サービス提供先要件 | 初年度から3ヶ国以上の関係会社に対してサービスを提供すること | <p>ROHの事業開始後5年の間に3ヶ国以上の関連会社に対してサービスを提供すること</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1年目 → 関連会社1社以上 • 3年目 → 関連会社2社以上 • 5年目 → 関連会社3社以上 |
| 資本金要件 | | 10百万バーツ以上の最低資本 |
| 人事要件 | N/A | <p>ROHの事業開始後3年の間に75%の社員が資格を有するなどの熟練スタッフであること</p> <p>また、それらのスタッフは5名以上であり、年間給与(経済的利益を含む)が2.5百万バーツ以上であること</p> |
| 経費要件 | N/A | 年間15百万バーツ以上の経費を使用又は30百万バーツ以上の投資を行うこと |
| その他の要件 | N/A | タイ国内・国外の関係会社及びその支店が実在し、スタッフが在籍していること |

| 税目・種類 | | 税務恩典(Old Scheme) | 税務恩典(New Scheme) |
|---|--------|------------------------|--|
| ROH事業の所得に対する法人税 | | 10% (無期限) | タイ国外の関係会社からのROH事業に係る収入: 免税(10年間若しくは15年間*) タイ国内の関係会社からのROH事業に係る収入: 10% (10年間若しくは15年間*) |
| 個人所得税 | 国内源泉所得 | 一律15%(4年間) | 一律15%(8年間) (前頁記載の人事要件を満たす者のみ) |
| | 国外源泉所得 | 免税 (タイ国内に持ち込んだ所得のみ) | 免税 (前頁記載の人事要件を満たす者のみ) |
| 関係会社からの配当金に 係る法人税 外国法人株主へ支払う配 当金に係る源泉税 | | 法人税及び源泉税ともに免税(無期限) | 法人税及び源泉税ともに免税(10年間若しくは15年間*) |
| 関係会社からの利子收入 に係る法人税 | | 10% (無期限) | 10% (10年間若しくは15年間*) |
| 関係会社からのロイヤリ ティー収入に係る法人税 | | 10% (無期限) | 10% (10年間若しくは15年間*) |

※ 設立から10年間の経費の累計額が1億5,000万バーツを超えた場合、さらに恩典期間が5年延長される

Q. 資本金1億バーツによる卸売業を営む当社が関係会社へのリース事業、ならびにTISOとしてBOIの奨励を受けて商品のメンテナンスサービス業を始めようとする場合、当社にはすでに1億バーツの資本金があるため、外個人事業ライセンス(FBL)の取得とTISOとしての認可を受けさえすれば増資の必要はないと考えております。

A. 現在の資本金(1億バーツ)は、卸売業に必要な資本金です。FBLを取得してリース業を行おうとする場合には、別途、外個人事業法第14条に規定されているFBL対象事業用の最低資本金300万バーツを増資する必要があると考えます。また、TISO認可を受けてメンテナンスサービス業を行おうとする場合には、さらに別途、投資奨励法に規定されている被奨励事業の最低資本金100万バーツ(土地代と運転資金を除く)を増資する必要があると考えます。(ただし、FBLに限っては利益剰余金が300万バーツ以上である場合には商務省に申請をすることにより増資をせずともFBL対象事業を営むことが実務上可能ですが、FBL対象事業を継続する限り常に利益剰余金を300万バーツ以上確保しておく必要があります。)

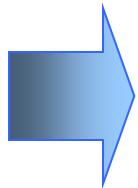


現行の外国人事業法は
表面的な出資比率で
支配率を判断

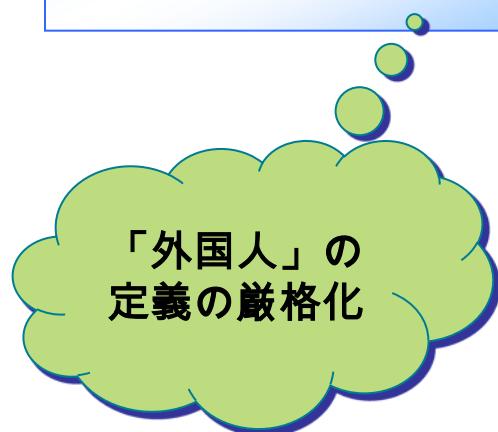


外国人による実質支配が可能

改正案では「外国人」の定義
を改定し、表面的出資比率で
はなく、実質支配権を重視



タイ人の議決権数が半数以上であるこ
とが要求される可能性があり、外国人
による議決権数の操作ができなくなる



改正適用猶予期間の付与、
税制優遇などにより
外国人投資家の反発を回避？



The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2014 KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. Member firms of the KPMG network of independent firms are affiliated with KPMG International. KPMG International provides no client services. No member firm has any authority to obligate or bind KPMG International or any other member firm third parties, nor does KPMG International have any such authority to obligate or bind any member firm. All rights reserved.

The KPMG name, logo and 'cutting through complexity' are registered trademarks or trademarks of KPMG International.